

県南広域振興局長告示第143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護、居宅介護支援計画の作成又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年8月12日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ジャパンケア サービス東日本	東京都豊島区北大塚一丁目 13番15号	ハッピー北上南・ヘルパー ステーション	北上市大堤南一丁目 8番10号	平成20年7月1日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ジャパンケア サービス東日本	東京都豊島区北大塚一丁目 13番15号	ハッピー北上南・居宅介護 支援事業所	北上市大堤南一丁目 8番10号	平成20年7月1日

3 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ジャパンケア サービス東日本	東京都豊島区北大塚一丁目 13番15号	ハッピー北上南・ヘルパー ステーション	北上市大堤南一丁目 8番10号	平成20年7月1日